特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	国民健康保険料(税)の賦課に関する事務価書	基礎項目評

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和5年7月21日

I 関連情報

THE WATER						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険料(税)の賦課に関する事務					
②事務の概要	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、 国民健康保険料(税)の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認(※1) ④転入者等に係る所得照会 ※1. 現在は日本年金機構との情報連携開始は未定です。 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。					
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 総合窓ロシステム (※) 統合宛名システム 中間サーバー ※総合窓ロシステムを利用していない場合は記載不要					

2. 特定個人情報ファイル名

所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項、30の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務

並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条 ※第16項、第16条は「国民健康保険税」の場合のみ。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

The life is the second of the		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	省令で定める事務及び情報を定める 20条(※1)、第25条、第26条(※2) ※1. 第27項、第20条は「国民健康保	、を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 の命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署 保健福祉部医療保険課					
②所属長の役職名 医療保険課長					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	保健福祉部医療保険課				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年6月23日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	15年6月23日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	[書の種類						
[基礎	項目評価書	<u> </u>		<選択肢> 1) 基礎項目評 2) 基礎項目評 3) 基礎項目評	価書及び重	重点項目評価書 ≥項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関につ	いては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項目評価書におい	ヽて、リスク	対策の詳細が記		
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシス・	テムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入え 2)十分である 3)課題が残され				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入っ 2)十分である 3)課題が残され				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入っ 2) 十分である 3) 課題が残され	_			
4. 特定個人情報ファイル	の取扱い	の委託			[]	委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入っ 2)十分である 3)課題が残さ				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や作	青報提供ネットワー	ウシステム			提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入え 2)十分である 3)課題が残され	れている れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手)	[]	接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入え 2)十分である 3)課題が残さ	_			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入え 2)十分である 3)課題が残され	_			
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入え 2)十分である 3)課題が残され				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 []	外部監査	<u> </u>		
9. 従業者に対する教育・	9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[-	十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行っっ 3) 十分に行っっ	ている	いる		

変更箇所

	** •				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正により生じた号ずれを 修正するため。
	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和4年11月7日 時点		
令和4年11月7日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和4年11月7日 時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		